

SANKYODO PRESS 1

2026.

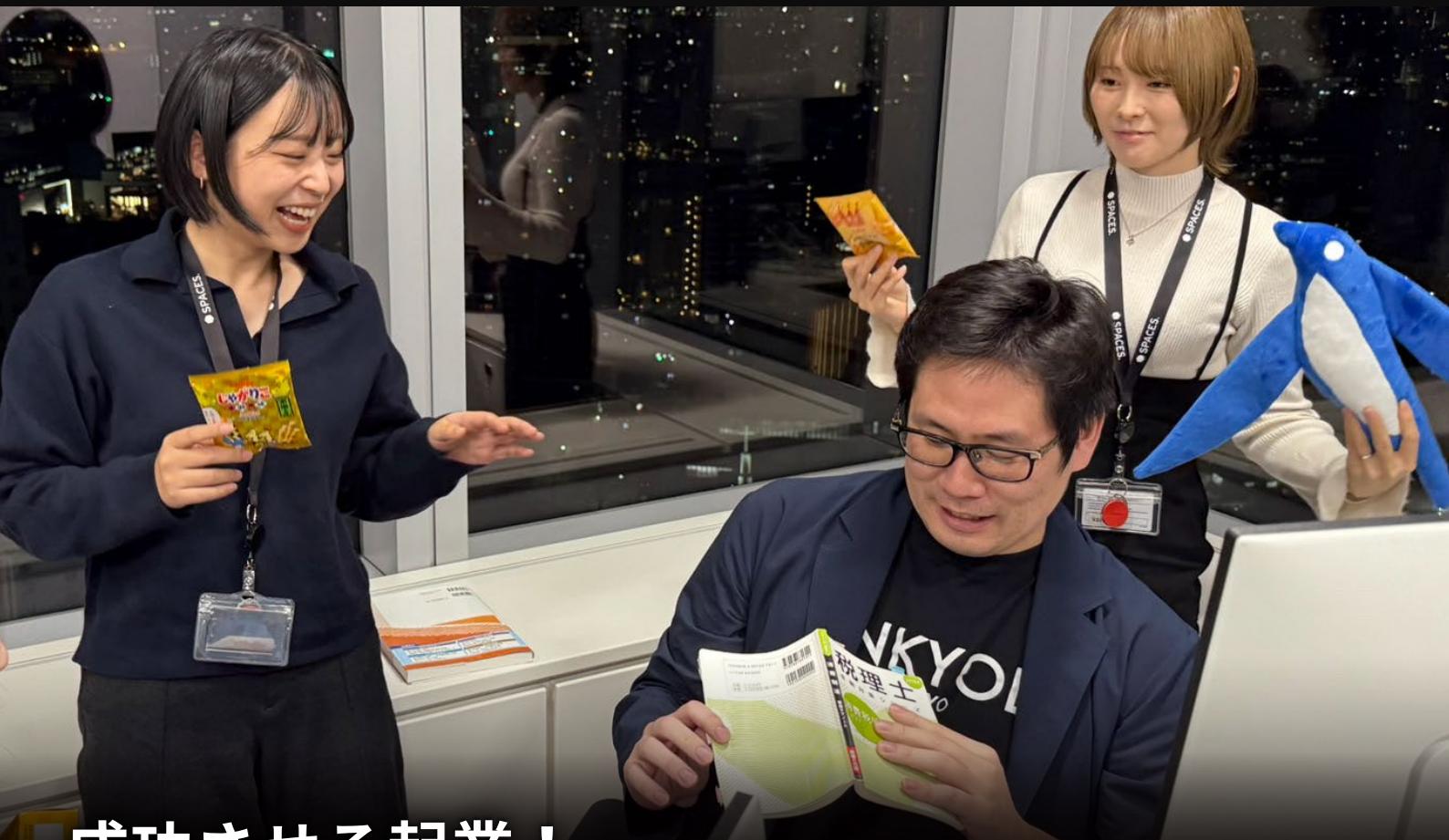
Topics 注目トピック

社保 2026年（令和8年）1月からの給与計算・源泉徴収に関する注意点

月号

融資 保証料上乗せで「経営者保証なし」で融資を受けることが可能！

メディア実績



成功させる起業！
丸投げOKで起業を
成功させるテクニック！

sankyodo 名古屋オフィス
JPタワー名古屋21階

成功させる起業!丸投げOKで起業を成功させるテクニック!

「起業家」になりたい!でも実際に、起業を躊躇してしまう理由は何なのでしょうか?今回は起業に関心がある方々がなぜ躊躇してしまうのかを、公的な資料を基に分析していきたいと思います。そして「丸投げOK」でも起業を成功に導くテクニックをご紹介していきます。

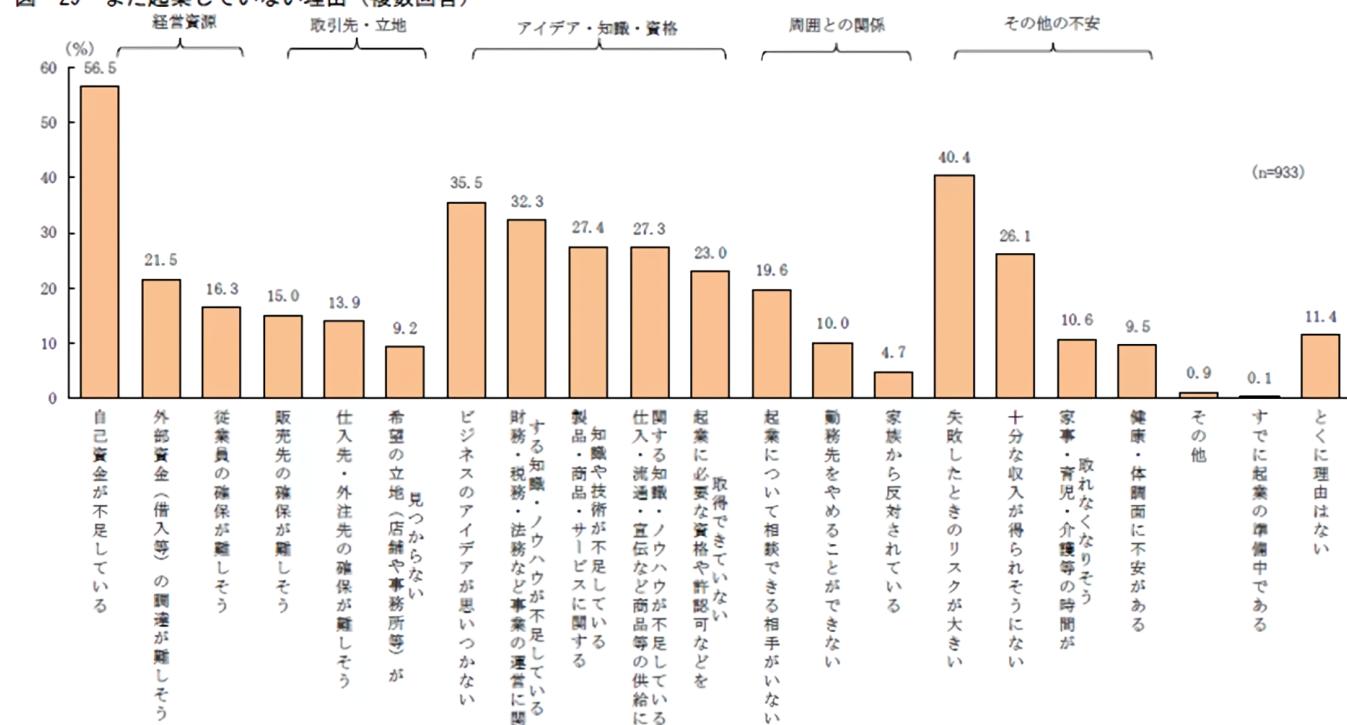
■ 起業したいのに躊躇するワケ

「起業と起業意識に関する調査」の結果

日本政策金融公庫総合研究所の調査によると、起業を躊躇している理由のトップ4は以下になっています。

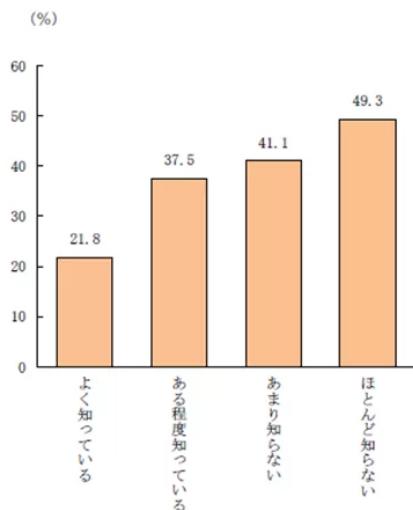
- 1位 自己資金が不足している・・・ 56.5%
- 2位 失敗したときのリスクが大きい・・・ 40.4%
- 3位 ビジネスのアイディアが思い浮かばない・・・ 35.5%
- 4位 財務・税務・法務など事業の運営に関する知識・ノウハウが不足している・・・ 32.3%

図-29 まだ起業していない理由（複数回答）

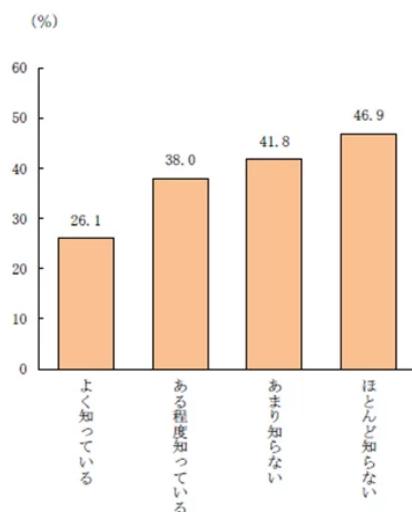


失敗したときのリスクが大きいは本当なのか？

④起業にはどのようなメリットがあるか



⑤起業にはどのようなデメリットがあるか



同調査によると、起業に関する費用に関しておよそ半分の層が「ほとんど知らない」と答えています。

起業に関する費用も具体的に知らないけれど「なんとなく、起業にはリスクが高い気がする」と思い込んでいる層が大半であるということがわかります。

■ 起業に対する「悩み」とその対処方法

見てきたように起業に関する「悩み」は実質的に

- ・自己資金が不足している
- ・財務・税務・法務など事業の運営に関する知識・ノウハウが不足している

の2点であることがわかりました。ここでは起業に関する悩みの実態を分析していきたいと思います。

自己資金は本当に足りないのか?

起業費用とその調達

～約半数が100万円未満で起業し、9割近くが借入をしていない～

- 起業費用をみると、「100万円未満」の少額の資金で起業する割合が48.0%を占める(図-17)。
- 起業費用の調達額に対する満足度について、「希望どおり調達できた」をあげる割合は74.1%にのぼり、「少し不足した」(16.6%)、「かなり不足した」(9.3%)を大きく上回る(図-18)。
- 起業費用に占める自己資金割合が100%である割合は70.2%を占める(図-19)。この割合を起業費用別にみると、起業費用が「100万円未満」では90.7%にのぼるが、起業費用が高くなるにつれて低くなる。
- 起業時における金融機関からの借り入れの有無をみると、「借入なし」の割合は87.7%である(図-20)。この割合を起業費用別にみると、起業費用が「100万円未満」では99.3%、同「100万円以上500万円未満」では80.2%、「500万円以上」では27.3%と起業費用が高くなるにつれて低くなる。

図-17 起業費用



図-18 起業費用の調達額に対する満足度

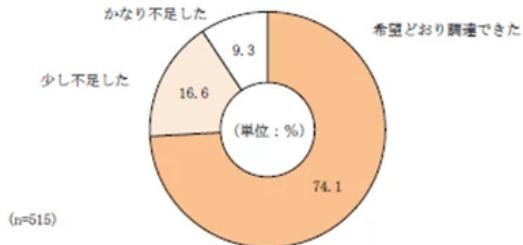
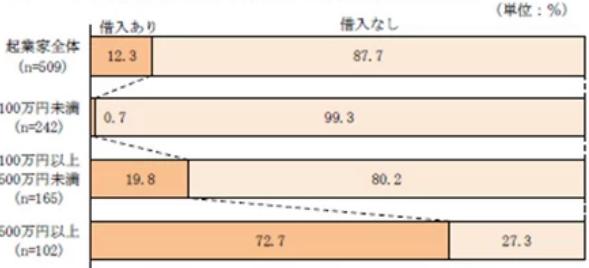


図-19 起業費用に占める自己資金割合 (起業費用別)



図-20 起業時の金融機関借入の有無(起業費用別)



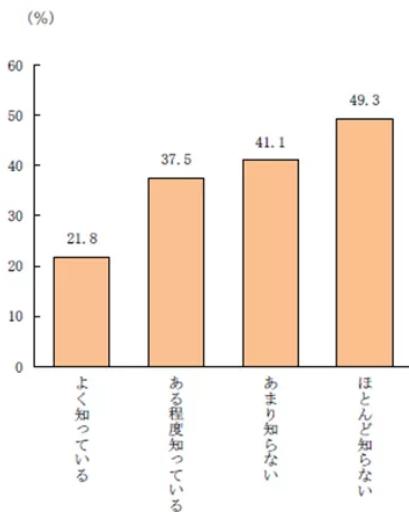
(注) 金融機関借入とは、民間金融機関（地方自治体の制度融資を含む）および日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫からの借り入れである。

さらに同調査から、起業資金は100万円未満がおよそ半数を占めていること、起業に関する費用調達に関しては74.1%の層が「希望通り調達できた」と回答していることがわかります。

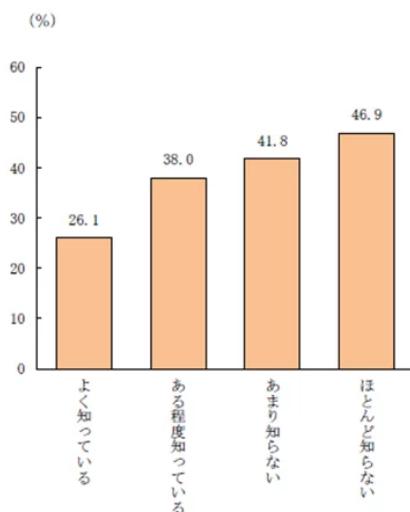
また、起業資金に関しては87.7%の層が借入金なしで調達していることがわかります。

起業に対して欠けているのは「正しい」知識

④起業にはどのようなメリットがあるか



⑤起業にはどのようなデメリットがあるか



上記の調査から、起業に対するメリットやデメリットを理解していない層が半数近くを占めていることがわかります。起業を躊躇している本当の理由は「起業に関する知識不足である」ことがお分かりいただけると思います。

■ 起業に対する正しい知識を得る方法

見てきたように、起業にネックになっていることは「知識」が不足していることがあることがわかりました。では、どうしたら**正しい知識を得ることができ**るのでしょうか？

① 起業への「近道」は専門家に相談すること

誰しも起業を考える時点で、起業に関しては素人です。

しかし、起業に関しては、経営戦略・税務・法律など多くの事を学ばなければいけません。そして初心者が多くのことを一気に学ぶのは物理的に難しいため、**専門家の力を頼ることも一つの方法**になるでしょう。

② 起業に関して相談すべき専門家とは？

前述の調査結果から財務・税務・法務など事業の運営に関する知識・ノウハウが不足しているために起業を躊躇している層が多いことがわかっています。こうした知識をトータルで相談する場合、最も適している専門家は税理士ということになります。

税理士というと、確定申告の代行や帳簿つけを行っているイメージが強いかもしれません。しかし、実際の税理士の業務範囲は多岐にわたっています。

税理士の仕事は i 税務代理、ii 税務書類の作成、iii 税務相談が主な業務になっています。特に近年では税務相談に関するニーズが高まっています。なぜなら、税理士は企業会計に精通している存在であるため、個別具体的に企業の状態に見合った改善策や改良点を提示することができる存在であるからです。

事業を成功させていくには、**信頼できるパートナーである税理士選びが重要**になるということになります。

■ 企業の強い味方・税理士を選ぶ5つのポイント

起業に関して知識不足で悩む起業家予備軍が多いことがわかりました。ここでは起業家予備軍が「起業」に踏み切ることができる、信頼できるパートナーである**税理士選びのポイント**をご紹介していきたいと思います。

①スタートアップのサポートになれている税理士

税理士業務は多岐にわたっているため、スタートアップのサポートには適さない税理士も存在します。過去の実績を確認してしっかりとサポートをしてくれる税理士を選びましょう。

②クラウド会計に対応しているのか？

今の時代クラウド会計に対応することができない税理士では、コスト・対応などの面でお勧めすることができません。

③資金調達に関するサポートが可能か？

税理士業務には金融機関からの資金調達サポートも含まれています。開業して間もないスタートアップ企業は資金の調達が難しい場合が多く見られます。こういった、弱い部分を補強してくれる税理士を選んでいきましょう。

④「丸投げ」が可能か？

記帳代行からすべて行ってくれる税理士であれば、経理にかかる人件費を削減することができるため、トータルで見た場合、「お得」になります。事業の経理部門を「丸投げ」しても対応してくれる税理士を選びましょう。

⑤最終的な決め手は「相性」

税理士との付き合いは最終的に「相性」になります。対応してくれる税理士が信頼できるのか？しっかりと自分の目で見て判断していきましょう。

■ 起業に関するよくある質問

起業に関する自己資金について

起業資金は100万円未満がおよそ半数を占めていること、起業に関する費用調達に関しては74.1%の層が「希望通り調達できた」と回答しています。

起業に関する正しい知識を得るには？

誰しも起業を考える時点で、起業に関しては素人です。

しかし、起業に関しては、経営戦略・税務・法律など多くの事を学ばなければいけません。そして初心者が多くのことを一気に学ぶのは物理的に難しいため、専門家の力を頼ることも一つの方法になるでしょう。

起業する際に相談すべき専門家とは？

起業に関する知識をトータルで相談する場合、最も適している専門家は税理士ということになります。

■ 参考資料・URL

[日本政策金融公庫総合研究所「起業と起業意識に関する調査」](#)

[国税庁HP：「税理士業務」関係](#)



2026年(令和8年)1月からの 給与計算・源泉徴収に関する注意点

令和7年度の税制改正において、**所得税の基礎控除および給与所得控除の見直し**が行われました。これに伴い、**令和8年(2026年)1月1日以後に支払われる給与・賞与から、源泉徴収事務の取り扱いが変更となります。**今回の改正は、いわゆる「年収103万円の壁」への対応として、**非課税となる年収水準を引き上げる方向性**を反映したものであり、給与計算実務や従業員対応に少なからず影響が生じます。混乱を避けるため、現時点で特に注意すべきポイントを整理いたします。

1. 扶養控除等(異動)申告書の記載事項の変更

令和8年分以降、従業員から提出を受ける「扶養控除等(異動)申告書」について、記載対象の考え方が変更されます。

【変更の概要】

これまで申告書に記載する扶養親族は「**控除対象扶養親族**」が中心でしたが、改正後は「**特定の要件を満たす親族(※所得要件あり)**」を含めた「**源泉控除対象親族**」を記載する取扱いとなります。

【実務上のポイント】

- 従業員本人が「税法上の所得要件」を正確に理解していないケースが多いため、**会社側での事前説明・注意喚起が不可欠**です。
- 特に、アルバイト収入や副収入がある扶養親族については、**年収ではなく「所得」で判定する点**に注意が必要です。

2. 「扶養親族等の数」の算定方法の見直し

源泉徴収税額の算出に用いる「扶養親族等の数」について、カウント方法が変更されます。

【改正前(令和7年分まで)】

- 源泉控除対象配偶者
- 控除対象扶養親族**

【改正後(令和8年分以後)】

- 源泉控除対象配偶者
- 源泉控除対象親族**

この変更は、毎月給与だけでなく、賞与計算時に使用する「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」にも同様に適用されます。

➡ 扶養人数のカウント誤りは、毎月の源泉所得税の過不足につながるため、特に注意が必要です。

3. 改正対応版「源泉徴収税額表」の適用

所得税の非課税ライン引き上げを反映し、令和8年1月1日以後に支払われる給与・賞与については、必ず令和8年分の税額表を使用する必要があります。

- ・ 給与：「令和8年分 源泉徴収税額表」
- ・ 賞与：「令和8年分 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」

【システム設定に関する注意】

2026年1月支給分の給与は、「令和8年分の所得税」として計算します。

給与計算システムやExcel管理において、

- ・ 年度更新が未完了
- ・ 税額表の差替え漏れ

があると、旧税額表を誤適用してしまうリスクがあります。年末年始のシステム更新状況を必ずご確認ください。

4. 注意点：税制と社会保険の「年収の壁」の違い

今回の改正により、税制上の非課税ラインは引き上げられる見込みですが、社会保険の扶養基準（130万円・106万円）については、現時点では変更されていません。

そのため、従業員が「178万円程度まで税金がかからないなら、もっと働こう」と判断した結果、

- ・ 社会保険の扶養から外れる
- ・ 健康保険料・厚生年金保険料の負担が発生する
- ・ 結果として手取り額が減少する（いわゆる働き損）

というケースが想定されます。

➡ 従業員への周知の際は、「税金」と「社会保険」は別制度である点を必ず併せて説明することが重要です。

5. 最後に

令和8年1月以降の給与計算・源泉徴収事務は、これらの新たなルールを前提として運用することになります。

- ・扶養控除等申告書の内容確認
- ・扶養人数のカウント方法
- ・最新の源泉徴収税額表の使用

について、今一度ご確認ください。

ご不明な点がございましたら、税務・労務の両面からサポートいたしますので、お気軽にご相談ください。

小林 信仁

保証料上乗せで「経営者保証なし」で融資を受けることが可能!

「経営者保証を不要とする信用保証制度」は、中小企業や小規模事業者が融資を受ける際に、経営者個人の保証を必要としない新しい形の信用保証制度です。この制度は、経済産業省が中小企業の財務支援を目的として創設されました。

結論として、通常の信用保証制度よりも高い保証料を支払うことで**経営者保証が不要**になります。

この制度の目的は、経営者が個人保証を提供することなく、事業資金を安全に調達できるようにすることにあります。

これにより、経営者の財産リスクを軽減し、より多くの事業者が融資を受けやすくなることを期待されています。

| | | |
|--------------------------------|---|---|
| 利用できる事業者の要件 (次のいずれにも該当すること) | 1 | 過去2年間において決算書等の損益又は資金繰りの状況を示す書類を当該金融機関の求めに応じて提出していること。 |
| | 2 | 直近の決算書において代表者への貸付金等(※1)がなく、かつ、代表者への役員報酬、賞与、配当等が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。 |
| | 3 | 直近の決算において債務超過ではないこと又は直近2期の決算において減価償却前経常利益が連續して赤字ではないこと。 |
| | 4 | 上記①及び②については継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。 |
| | 5 | 中小企業者が保証人の保証を提供しないことを希望していること。 |

※1. 「貸付金」以外のほか「仮払金・未収入金等」も含むが、少額のものや事業の実施に必要なものを除く。

| | |
|-------------|--|
| 保証料率 | <ul style="list-style-type: none"> ・通常の保証料率に、上記③の要件を両方とも満たしている場合は0.25%、どちらか一方のみを満たしている場合は0.45%の上乗せを行う。 ・事業者負担軽減のため、時限措置として、上乗せした保証料の一部について軽減措置を実施。(※2) |
|-------------|--|

※2. 新制度の活用を促すため、新制度における「上乗せ保証料」について、3年の時限措置として軽減（2025年4月から2026年3月までの保証申込分は0.10%、2026年4月から2027年3月までの保証申込分は0.05%に相当する保証料を国が補助）。

詳細な条件や申請方法については、経産省の公式ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2023/01/20240123002/20240123002.html>

<https://www.meti.go.jp/press/2023/01/20240123002/20240123002-1.pdf>

日本政策金融公庫 変更情報

| | |
|------------------|---------------------|
| | 2025年12月1日時点 |
| 創業融資の基準金利 | 2.90～4.40% |
| 一般融資の基準金利 | 3.00～4.50% |

メディア実績

YouTube

■コラボレーション動画



株式会社Another works
大林尚朝社長 (動画を再生▶)
(2025年6月)



トウモローゲート株式会社
西崎康平社長 (動画を再生▶)
(2024年11月)

■投稿動画



「みんなやってる」は通用しない。税理士が語る
脱税と節税の境界線
(2025年10月)

[動画を再生▶](#)



【舞台裏】freee関東エリア
グランプリ受賞までの軌跡
(2025年9月)

[動画を再生▶](#)



税務調査の回避率47%の
裏ワザ! AI登場で変化した
調査事情って??
(2025年7月)

[動画を再生▶](#)

セミナー



東京地方税理士会 小田原支部
「AIとの会計事務所業務の歩き方」に
CTOの宮川が登壇
(2025年10月)

新刊書



会計事務所のDXの進め方

2024年10月10日(木)発売

事前準備からロードマップ、業務別のデジタル化まで、税理士事務所・会計事務所のDXの実践的進め方を解説!「現状分析シート」や「業務見直しステップ」等、あると便利な付録つき!!

[ご購入はこちら▶](#)

AI時代の会計事務所の集客採用育成方針とは?

sankyoode税理士法人
代表税理士が語るデジタル戦略
[参加無料](#) [オンライン](#)



9.5 Fri. 19:00- [@会計士.JOB · SANKYODO](#)

ブリッジコンサルティンググループ
株式会社主催AI時代の会計事務所の
集客採用育成方針とは?に
統括代表の朝倉が登壇
(2025年9月)



フリー株式会社主催
freee Advisor Day 2025 (東京会場)
に統括代表の朝倉が登壇
(2025年8月)

取材など



FIVE STAR MAGAZINE
(2025年11月)



税理士.ch
(2025年8月)



弁護士ドットコムタイムズ
(2025年6月)

寄稿など



Manegy/宮川(CTO)
(2025年11月)



税務弘報/笠岡(COO) 月刊経理ウーマン/近藤(CHRO)
(2025年7月)



書籍



2023年12月発刊

[ご購入はこちら▶](#)





BAR LOUNGE



D3 六本木 BARLOUNGE

〒106-0032

東京都港区六本木4丁目9-5 ISO六本木ビル 3F

03-6868-4784



起業をお考えの方

お客様紹介特典！

税理士変更をご検討の方



Amazonギフト券
最大5万円分
プレゼント！

特典へのエントリーは、
弊社担当者にご相談ください。

詳細を見る >



税理士BARラウンジ

起業成功支援

チャンネル

チャンネルを見る ▶



コンテンツガイドライン

当冊子のコンテンツは皆様への情報提供を目的としており、細心の注意を払っておりますが、関連法令およびその他の有効な典拠に従い例示の事例について作成時点における一般的な解釈について述べたものであり、専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。

また、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。

当冊子のコンテンツ公開後、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変更が生じる可能性もあります。よって、貴殿（貴社）の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、適切な専門家にご相談ください。sankyodo税理士法人グループは当冊子のコンテンツに依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

また、当社は事前に通知することなく当冊子に掲載した内容の訂正、追加、中断、削除等を行う場合があります。

sankyodo通信のコンテンツに関する問合せ窓口

メールアドレス：pr@sankyodo.jp

2026-
1 月号

vol.44

拠点一覧

六本木オフィス

〒106-6090

東京都港区六本木1丁目6-1 泉ガーデンタワー 40階

北千住オフィス

〒120-0034

東京都足立区千住1-4-1 東京芸術センター 10F

八王子オフィス

〒192-0081

東京都八王子市横山村9-11 小泉ビル4F

名古屋オフィス

〒450-6321

愛知県名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋 21階

大阪オフィス

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田1-13-1 大阪梅田ツインタワーズ・サウス15F

沖縄オフィス

〒901-2227

沖縄県宜野湾市宇地泊1-7-20 レキオススクエア 2-D

SANKYODO

ホームページ <https://san-kyodo-tax.jp/>



代表朝倉のつぶやき @asakuraayumu

Xやっています!税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひフォローしてください!